

諮問日：令和４年１月６日（諮問第２５６号）

答申日：令和７年６月６日（答申第１９９号）

件 名：個人情報紛失関係文書に対する審査請求について

答 申

## 第１ 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、理由付記に不備があるので取り消すべきである。

## 第２ 審査請求に至る経過

１ 審査請求人は、令和３年８月２５日付けで、情報公開条例（平成１１年宮城県条例第１０号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- （１）宮城県仙台東高等学校においてＵＳＢメモリを紛失した事案に係る報告書及び当該校からの報告を受けて作成した文書等の全て。（高第１６１号により開示された文書を除く）
- （２）上記事案に係る臨時保護者説明会の様子を録画した電磁的記録。

２ 実施機関は、上記１（１）については、対応する行政文書（以下「本件行政文書」）として、次のものを特定した。

- （１）令和３年４月５日記者発表資料
- （２）令和３年４月５日付け高第１１号通知「個人情報等の重要情報の適正管理について」（起案及び通知文）
- （３）教職員の事故について（報告書）
- （４）令和３年４月３日付け保護者宛て一斉メール

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和３年９月８日付けで審査請求人に通知した。

条例第８条第１項第２号該当

対象行政文書には、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

#### 条例第8条第1項第6号該当

対象行政文書には、県の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関相互の間における調査等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるため。

#### 条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、学校運営等に係る事務事業に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

また、実施機関は、上記1（2）については、行政文書不存在決定を行い、行政文書が存在しない理由を「請求にある電磁的記録については、臨時保護者説明会における質疑応答の際に、筆記記録を保管することを目的に、説明会の様子は録画せず、音声を録音していたものであり、議事録作成後、当該記録は消去されたため。」として、令和3年9月8日付けで審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、令和3年12月7日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）理由付記の不備について

条例第6条第3項は実施機関が、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由を同条第2項の書面に具体的に記載しなければならない旨を定めている。

本規定の趣旨は東京高等裁判所の平成3年（行コ）第44号判決が説示しているとおおり、実施機関の判断の慎重、合理性を担保し、恣意的な判断を抑制するとともに、処分理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えたもの

であると解される。

また、最高裁判所の平成4年（行ツ）第48号判決は、「理由付記は、開示請求者において、条例各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として十分でない」と判示している。

本件処分に係る通知書には、一部について行政文書の開示をしない理由として、条例第8条第1項第2号、同項第6号及び同項第7号の条文に該当する旨が記されているが、その殆どが単に条文を引用するのみで、いかなる事実により非開示事由に当たるのかが不明である。また本件行政文書中の各非開示部分の非開示理由を了知し得ないことから処分の妥当性を判断できず、不服とした場合も非開示部分が非開示事由に該当しない旨の主張をし難く、不服の申し立てに便宜を与えるとする条例第6条第3項の趣旨に徴すれば、本件処分には理由の付記には不備があり違法であるから、取消しを免れない。

## （2）非開示情報該当性の判断について

条例第8条第1項第6号について実施機関は、本件行政文書は生徒の個人情報情報を紛失した教職員（以下「当該教職員」という。）及び管理者に対する処分の内容を決する上で重要な文書であるから、「事務事業に係る意思形成過程において行われる県の（中略）機関相互の間（中略）における審議、検討、調査、研究等に関する情報」であるとしている。

当該教職員及び管理者に対して何らかの処分を下すことが予定されているとすれば、上記情報に当たると解する余地がありそうであるが、これは事項的基準を満たしたに過ぎず、非開示事由該当性判断にあっては、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると明らかに認められるという定性的基準をも充足することを要するところ、直ちに条例第8条第1項第6号に該当するとはいえない。この点、本件処分においては、理由付記の不備により、具体的にいかなる支障が存するのか明らかにされていないところである。

条例第8条第1項第2号及び同項第7号については、理由付記の不備により、弁明書が作成され次第、追って主張する。

## （3）公益上の裁量的開示について

本件対象行政文書は事故の報告書であり、同文書に記載されている事故は、教職員が県の保有する個人情報情報を紛失した事案であるから、結果は極めて重大であることや実施機関は事故に関して、県民に対して説明責任を負うもの

と解されるから、事故の経緯を伏せるがごときは許されないというべきであり、本件条例の目的及び趣旨に照らして、条例第8条第1項各号に掲げる非開示事由の該当性判断にあつては通常に比してより厳格に検討されるべきであることから、条例第10条を適用して裁量的開示をすべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 理由付記の不備について

今回の処分である「部分開示」では、該当文書が事故報告と明確に示されていること、一部非開示の理由が該当する条例の号のみならず条文を引用する形で分かりやすく示されており、本件処分に係る一部非開示の理由が、いかなる事実により非開示事由にあたるかが明確である。また、非開示部分の全てについて、いずれの非開示事由に該当するかが明らかでなくても、対象文書と一部非開示理由があれば不服申し立てを行うことは可能である。

##### 2 公益上の裁量的開示について

情報公開条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」としているが、今回の事故の概要等については開示している。非開示決定した部分には、USB紛失に係る該当者の氏名等、個人の特定に係る情報が記載されており、これを開示することが公益上特に必要があるとは考えにくい。

##### 3 条例第8条第1項第6号該当性について

本件行政文書に記載された事故を受け、当該教職員及び管理者に対して事故後、何らかの処分が下されることになり、事故の概要を報告した本件行政文書はその処分内容を決定する上で極めて重要な文書である。そして現在も処分は未決定であり、決定に係る調査は進行中である。したがって、非開示部分は本号にいう「事務事業に係る意思形成過程において行われる県の（中略）機関相互の間（中略）における審議、検討、調査、研究等に関する情報」であり、本号を理由として非開示とした部分について、条例の解釈及び運用を誤ったものとは言い難い。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上

を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性について検討する。

## 3 本件処分の妥当性について

### (1) 理由付記について

行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第8条は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定しており、条例第6条第3項は、実施機関が行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由を決定通知書に具体的に記載しなければならない旨を規定している。

理由付記制度は、非開示事由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであると解される。このような趣旨に鑑みれば、決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第8条第1項各号所定の非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第6条第3項の要求する理由付記としては十分ではない（最高裁判所平成4年（行ツ）第48号、同年12月10日第一小法廷判決参照）。

### (2) 理由付記の妥当性について

本件処分において、実施機関は決定通知書に第2の2のとおり理由を記載し、別紙「対象行政文書一覧」に対象行政文書ごとに条例第8条第1項のどの号に該当するのかを記載している。この理由の記載は、同項各号の条文の一部の引用にとどまり、同項第6号及び第7号については、どのような情報が記載

され、公開することによりどのような支障を及ぼすのかが明らかであるとは言えない。

情報公開制度においては、非開示とした情報の具体的な内容を明らかにしてしまうような理由付記ができないという特殊性があることや、非開示情報が大量に存在する場合、それらの情報をその性質に従って類型化し、それぞれの類型ごとに総括的に非開示理由と根拠条号を示すことで足りるが、その場合においても、開示請求者にその類型ごとにそれぞれの非開示理由が十分に伝わるように具体性のある理由付記をするべきである。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分について、当審査会は、理由付記に不備があるので取り消すべきであると判断した。

### 第6 付言

本件処分は、上記第5の4のとおり理由付記に不備があり取り消すべきであるが、実施機関が処分理由を補充した上で同一の部分为非開示とする新たな処分を行うと、審査請求人は改めて審査請求を行うこととなり、いたずらに審査請求人に手間と時間的負担をかける結果となるため、紛争の簡易迅速な解決という行政不服審査制度の趣旨を踏まえ、実施機関が非開示とした部分について答申時点を基準に検討し、実施機関の再処分において参考とされたい。

#### 1 非開示情報該当性について

##### (1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

##### イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員

を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、当該教職員の氏名・生年月日・性別・住所の個人に関する情報、地域名、当該教職員等が識別され得る情報が記録されており、本件処分で非開示とされている。

当該教職員の氏名の公表の有無について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認すると、「懲戒処分等の公表基準により、懲戒処分等を実施する際にいかなる内容を公表するかを定めているものの、最終的に当該教職員及び管理者に対しての懲戒処分はなく、当該教職員の氏名は公表していない」旨の回答であった。今回、公表基準を超えて氏名を開示することになれば、付加的な懲罰を与えることになりかねず、これを公にすることにより個人の権利利益が害されるものと認められる。また、当該教職員の氏名以外の情報については、直接的に特定の個人が識別され、若しくは他の情報と組み合わせることにより間接的に識別され得るものと認められる。

したがって、これらの情報は条例第8条第1項第2号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

一方、実施機関が第2の2記載の理由で非開示とした部分には、心情の吐露や謝罪・反省の弁、他者に対する評価(以下「心情の吐露等」という。)や既に公表されている情報や単なる事実経過が記載されていることが認められる。これら非開示部分を公にしても、個人の権利利益が害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第2号には該当せず、開示すべきである。

なお、心情の吐露等については、個人の人格と密接に関連する具体的・直截的な情報であれば、個人の権利利益が害されるおそれがあることから非開示情報に当たるといえるが、本件行政文書に記載の心情の吐露等は、具体的・直截的に表した文書とは性格を異にする一般的な表現であり、同号の非開示情報に当たるとはいえない。

(2) 条例第8条第1項第6号該当性について

イ 条例第8条第1項第6号の規定について

条例第8条第1項第6号は、「県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」を非開示事由として規定しており、公開することにより、県等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

ロ 条例第8条第1項第6号該当性について

本件行政文書には、本件事案の事故概要・発生経過・今後の対応、校長所見、顛末書が含まれているが、そのうち実施機関の意思形成に支障が生じるとして非開示とした部分には、上記（１）のロと同様に、既に公表されている情報や単なる事実経過が記載されている。また、上記（１）のロのとおり当該教職員の氏名は公表しておらず、当該教職員及び管理者に対する処分の検討は既に終了している。

したがって、非開示としている情報を公にしても、実施機関における適正な意思決定の確保等への支障が生じるとは明らかに認められないことから、条例第8条第1項第6号には該当せず、開示すべきである。

（３）条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関（以下「県等」という。）が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定しており、公開することにより、県等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には、本件事案の事故概要・発生経過・今後の対応、校長所見、顛末書が含まれているが、そのうち実施機関が条例第8条第1項第7号



に該当するとして非開示とした部分には、上記（１）のロと同様に、既に公表されている情報や単なる事実経過が記載されており、これらを公にしても、学校運営等に係る事務事業の公正又は円滑な執行や、将来の同種の事務事業の目的達成に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、同号には該当せず、開示すべきである。

## 2 公益上の裁量的開示について

審査請求人は、本件対象行政文書は事故の報告書であり、本件行政文書に記載されている事故は、教職員が県の保有する個人に関する情報を紛失した事案であるから、結果は極めて重大であることや実施機関は事故に関して、県民に対して説明責任を負うものと解されるから、事故の経緯を伏せるがごときは許されないというべきであり、本件条例の目的及び趣旨に照らして、条例第８条第１項各号に掲げる非開示事由の該当性判断にあつては通常に比してより厳格に検討されるべきであることから、条例第１０条を適用して開示すべきと主張しているため、以下検討する。

条例第１０条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても」、現に発生している、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する必要がある場合等で、当該情報を開示することについて、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、条例第８条により非開示とされる情報であっても、開示することの利益が非開示とされることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断することになる。

これを本件について見ると、審査請求人は、公益上の理由として、事案の結果の重大性や実施機関が果たすべき説明責任を挙げているが、上記１で判断したとおり、個人に関する情報以外は開示すべき情報であり、公益上特に必要であることを理由に開示すべきものではない。

また、個人に関する情報については、これを何人にも公開して、個人に関する情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも優越すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第１０条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

## 3 以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、

当審査会は、別紙 1 に掲げる部分は、開示すべきであると思料する。

## **第 7 審査の経過**

当審査会の処理経過は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

| 本件行政文書 | ページ   | 開示すべき部分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3)    | 1 ページ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 行目 8 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 1 5 行目 8 文字目から 3 3 文字目まで</li> <li>・ 1 8 行目 1 6 文字目から 2 0 行目 5 文字目まで</li> <li>・ 2 0 行目 2 9 文字目から 2 1 行目まで全て</li> <li>・ 2 3 行目 1 0 文字目から 2 2 文字目まで</li> <li>・ 2 4 行目 2 文字目から 2 1 文字目まで</li> <li>・ 2 7 行目 2 文字目から 2 8 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 2 8 行目 6 文字目から 2 4 文字目まで</li> <li>・ 2 9 行目 2 文字目から 2 8 文字目まで</li> <li>・ 3 0 行目 2 文字目から 3 1 行目まで全て</li> <li>・ 3 3 行目 2 文字目から 1 0 文字目まで、1 8 文字目から 2 2 文字目まで</li> </ul> |
|        | 2 ページ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 7 文字目から 1 7 文字目まで、3 4 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 2 行目 1 0 文字目、1 3 文字目から 1 6 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 3 5 文字目から 4 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 6 行目 2 文字目から 1 1 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 2 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 1 1 行目 1 3 文字目から 3 9 文字目まで</li> <li>・ 1 9 行目 全て</li> <li>・ 2 7 行目 4 文字目から 3 2 行目まで全て</li> <li>・ 3 3 行目 4 文字目から 3 6 行目まで全て</li> </ul>                                                                                            |
|        | 3 ページ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 行目 1 3 文字目から 1 8 文字目まで、2 5 文字目から 3 0 文字目まで</li> <li>・ 1 1 行目 1 8 文字目から 1 4 行目まで全て</li> <li>・ 1 7 行目 1 3 文字目から 1 8 文字目まで</li> <li>・ 1 8 行目 3 2 文字目から 2 0 行目 1 2 文字目まで</li> <li>・ 2 6 行目 1 9 文字目から 3 1 行目まで全て</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |

| 本件行政文書 | ページ   | 開示すべき部分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3)    | 4 ページ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 1 1 文字目から 1 7 文字目まで</li> <li>・ 1 0 行目 9 文字目から 1 5 文字目まで</li> <li>・ 1 1 行目 3 文字目から 3 3 文字目まで</li> <li>・ 1 4 行目 3 4 文字目から 1 5 行目 3 9 文字目まで</li> <li>・ 1 6 行目 3 8 文字目から 1 7 行目 2 2 文字目まで</li> <li>・ 1 8 行目 3 0 文字目から 3 3 文字目まで</li> <li>・ 1 9 行目 1 5 文字目から 3 8 文字目まで、4 0 文字目から 2 0 行目まで全て</li> <li>・ 2 1 行目 1 0 文字目から 3 1 文字目まで、3 6 文字目から 2 2 行目 2 4 文字目まで</li> <li>・ 2 2 行目 2 8 文字目から 2 4 行目 1 4 文字目まで</li> <li>・ 2 4 行目 2 3 文字目から 2 8 文字目まで、3 2 文字目から 2 5 行目 1 1 文字目まで</li> <li>・ 2 5 行目 1 5 文字目から 2 6 行目まで全て</li> <li>・ 2 7 行目 5 文字目から 2 9 文字目まで</li> <li>・ 2 8 行目 5 文字目から 1 1 文字目まで、2 2 文字目から 2 7 文字目まで、4 0 文字目から 2 9 行目 9 文字目まで</li> <li>・ 2 9 行目 2 3 文字目から 2 7 文字目まで</li> <li>・ 3 0 行目 1 7 文字目から 3 2 行目 1 3 文字目まで</li> <li>・ 3 2 行目 2 0 文字目から 2 7 文字目まで</li> <li>・ 3 5 行目から 4 6 行目まで全て</li> </ul> |

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第 2 の 2 に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第 2 の 2 に掲げる本件行政文書ごとに 1 枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から 1 行目として、順次数え上げたものである。
- 4 ○文字目とは、1 行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を 1 文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなし、空白は除いている。

別紙2

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                     | 処 理 内 容            |
|---------------------------|--------------------|
| 令和4. 1. 6                 | ○ 諮問を受けた。(諮問第256号) |
| 令和6. 7. 30<br>(第452回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和6. 8. 30<br>(第453回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和6. 9. 27<br>(第454回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和6. 11. 14<br>(第455回審査会) | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和6. 12. 19<br>(第456回審査会) | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和7. 1. 23<br>(第457回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和7. 2. 27<br>(第458回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和7. 3. 25<br>(第459回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。       |
| 令和7. 4. 22<br>(第460回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。       |

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和6年9月30日まで）

| 氏 名     | 区 分                      | 備 考     |
|---------|--------------------------|---------|
| 板 明 果   | 東北学院大学経済学部経済学科准教授        | 会長職務代理者 |
| 三 瓶 淳   | 弁護士                      |         |
| 高 橋 由 佳 | 一般社団法人イシノマキ<br>・ファーム代表理事 |         |
| 千 葉 達 朗 | 弁護士                      | 会長      |
| 堀 澤 明 生 | 東北大学大学院法学研究科准教授          |         |

（令和7年6月6日現在）

| 氏 名     | 区 分                      | 備 考     |
|---------|--------------------------|---------|
| 板 明 果   | 東北学院大学経済学部経済学科准教授        | 会長職務代理者 |
| 菅 野 修   | 弁護士                      |         |
| 三 瓶 淳   | 弁護士                      | 会長      |
| 高 橋 由 佳 | 一般社団法人イシノマキ<br>・ファーム代表理事 |         |
| 堀 澤 明 生 | 東北大学大学院法学研究科准教授          |         |